

◎新潟県告示第107号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（1級及び2級水準測量）
- 2 作業期間 平成29年7月14日から平成29年12月22日まで
- 3 作業地域 （1級水準測量）新潟市、新発田市、阿賀野市、上越市、妙高市
（2級水準測量）柏崎市、南魚沼市